

## 平成 22 年分確定申告・平成 23 年度住民税申告日程表（追分地区）

月 日	割当地域・対象者など	備 考
2月16日(水)	本町1～4丁目	8時30分～17時 (正午～13時までを除く。) 追分庁舎2階会議室
2月17日(木)	本町5～7丁目	
2月18日(金)	柏が丘・緑が丘・中央地区	
2月21日(月)	若草1～2丁目	
2月22日(火)	若草3丁目	
2月23日(水)	花園1～2丁目	
2月24日(木)	花園3～4丁目	
2月25日(金)	青葉1～2丁目	
2月28日(月)	青葉3丁目	
3月1日(火)	白樺地区	
3月2日(水)～10日(木)	農業所得の方 ※この間一般の申告も受け付けます。(土日を除く。)	8時30分～17時 (正午～13時までを除く。) 早来保健センター2階
3月11日(金)	その他の地区及び指定日に来られなかった方	
3月14日(月)・15日(火)	上記の方で3月11日までに来られなかった方は、 早来保健センターで受け付けます。	

### ▼消費税の確定申告について

平成20年中に課税売上高が一千万円を超える個人事業者の方については、平成22年分の消費税の申告をしなければなりません。

申告期限は3月31日(木)までとなっておりますが、税務課では所得税の確定申告期間終了後の3月17日(木)から早来庁舎横・保健センター2階で申告相談を実施します。所得税の確定申告期間中に同時に申告できなかった方は、ぜひご来庁され申告を済ませるようお願いいたします。

問合せ 税務課 ☎ 2513



#### ① 国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、インターネットに送信することができます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご利用ください)。

#### ② 最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にインターネットで行うと、所得税から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分から平成21年分の確定申告で本控除を適用された方は、控除できません)。

#### ③ 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をインターネットで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出は又は提示を求められることがあります)。

#### ④ 還付金がスピーディー

インターネットで申告された還付申告は早期処理されています(3週間程度に短縮)。

#### ⑤ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間インターネットが利用できます。

手続等の詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。



確定申告書簡単作成については、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」<http://www.nta.go.jp/>インターネット(e-Tax)については、<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。